

<提言の発表にあたって>

- ・鳩山内閣は、「温室効果ガスを2020年までに1990年比で25%削減」という意欲的な目標を発表。達成手段のひとつとして「キャップ&トレード型の排出量取引制度」の導入を掲げている。
- ・都は、2010年4月からわが国初のキャップ&トレードを開始。全国レベルでの早期導入も国へ要求
- ・2009年6月には東京都議会も全会一致で国に対して制度の導入を求める意見書を採択

◆制度導入をめざす国の新たな方針を歓迎し、真に実効性ある制度の実現に積極的に協力していくため キャップ&トレードの全国導入についての都の提言を公表

- 排出総量の削減を明確に義務付ける、国際的にも通用する制度へ
- 多くの地方自治体の先駆的な取組や、都の制度対象として先駆的に取り組む1400事業所等の削減努力を確実に活かす制度へ

■制度設計の4つの観点

1. 総量削減を確実に達成する実効性の高い制度であること

- (1) 原単位の改善だけではなく、排出総量の削減を求める制度であること。
・エネルギー効率の向上は重要。しかし、気候変動の危機回避のためには排出総量の削減が必要
- (2) 自主的な取組に留まらない、義務的な制度であること。
・自主的・意欲的な取組は重要。加えて、義務化により削減に取り組まない企業が放置される不公平をなくす。
- (3) 義務違反には、制度の実効性を確保する措置(罰則や課徴金等)を導入すること。

2. 日本経済全体を低炭素型に転換し、持続的な成長を可能とする制度であること

- (1) 中長期的な高い削減目標の設定により、省エネ技術と再生可能エネルギーの計画的な投資を促進し、低炭素型社会への転換を加速する制度とすること。
- (2) 産業部門、エネルギー転換部門とともに、業務部門をも対象とし、エネルギー・資源の供給側と需要側の双方で削減に取り組む制度とすること。
- (3) 国際競争にさらされるエネルギー集約産業には適切な配慮措置を導入すること。

3. 国際的な共通性と日本での先駆的な取組を踏まえた制度であること

- (1) 将来的な国際炭素市場とのリンクを展望した国際的な共通性を有する制度であること。
・将来的な国際リンクを視野にいれ、排出量の算定方法などについて、国際的な共通性も考慮した設計を
- (2) 我が国におけるこれまでの先駆的な取組を踏まえた制度であること。
・既存の対策のなかで総量削減を実現する観点から有効な経験は積極的に活かす制度に。
・昨年国が実施している「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」は、総量削減義務がない点だけをみても「キャップ&トレード型の排出量取引制度」の設計土台になりうるものではない。

4. 国と地方が共に積極的な役割を果たす制度であること

- (1) 国と地方が役割を分担し、地方の創意が活かせる制度とすること。
・日本全体の総量削減には国が最も大きな責任を有する。同時に、地方自治体の果たす役割も大きい。
・既に、都のキャップ&トレードをはじめ、31の道府県・政令指定都市が、大規模事業所にCO2排出量と削減計画の提出・公表等を求める、都の「地球温暖化対策計画書制度」と類似の制度を実施。
今後導入される国内キャップ&トレード制度は、これらの先行する施策との整合性に配慮することが必要
- (2) 中央政府への権限集中とその肥大化を防ぎ、国の地方機関のスリム化と整合する制度であること。
・地方分権の推進、行政プロセスの透明化など我が国がめざすべき社会のあり方と合致したものに

「キャップ&トレードの全国導入」についての都の提言

～実効性のある制度の実現に向けて～

■全国キャップ&トレード制度の基本的枠組み

- ・「国家キャップ&トレード制度」と「地域キャップ&トレード制度」の二つの制度で構成

【特徴①】国と地方との連携(共に積極的な役割を果たす)

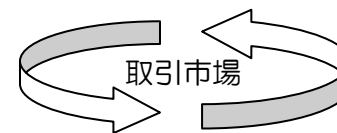
- ・総排出許容量(キャップ)の設定や排出量取引ルール等は国が法令で定めるが、条例による基準の上乗せ等を可能にするなど、地方の裁量を可能とした制度に。
- ・国と地方の役割分担により、中央政府への権限集中とその肥大化を防ぎ、国の地方機関のスリム化と整合する制度に。

【特徴②】エネルギーの供給側と需要側の両方を対象

- ・「エネルギー・資源の供給側と需要側」、「産業部門と業務部門」の双方を対象とし、国内総排出量の6割以上をカバー

『国家キャップ&トレード制度』

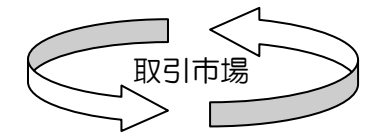
- ・対象：発電所・製鉄所など、特に大規模なエネルギー・資源供給施設
(全国500所で日本の排出量の約5割)
- ・国が直接執行



※将来的な国際リンクも視野に

『地域キャップ&トレード制度』

- ・対象：都制度に準じ、大規模なオフィスビルや工場など(全国で1万4千事業所)
- ・都道府県・政令指定都市が運営
(一部事務組合又は広域連合の設置による運営も可能に)



※全国的な市場を形成

* 基本的内容を法で規定。条例による地方の裁量を可能に。

- ・開始時期: 必要な準備期間を確保しつつできるだけ速やかな導入をめざすこととし、2013年度に制度開始
- ・対象者: 制度の対象者(適用単位)は、事業所単位
- ・実効性の担保措置: 義務未達成の場合、課徴金・罰金の賦課、違反事実の公表等

※都のキャップ&トレード制度との調整 ～都制度における事業者の努力を適切に評価するべき

- ・都制度で達成した削減実績や購入したクレジットを、国の新制度でも活用できるようにすべき。
- ・新制度の義務履行期間の開始年度(2013年度)が、都制度の義務履行期間の終了年度(2014年度)と整合しないことが想定されるが、制度移行時においては義務履行期間の開始年度・終了年度を柔軟に設定できるようにするなど、先行する都制度との調整をすべき。

実現に向けて

- ・我が国の25%削減目標の実現に重要な役割を果たす施策であるため、国の関係機関のみならず、多くの地方自治体、環境NGO、企業・金融機関などによる建設的な議論を踏まえて制度構築が進められるべき。
- ・都は、様々な議論や意見を踏まえて今回の提言を更に充実・強化し、我が国において、真に温室効果ガス削減に効果的な、世界でも先駆的なキャップ&トレード制度が実現されるよう積極的な役割を果たしていく。